

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年10月10日

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員 堀内賢市

石巻地区広域行政事務組合監査委員
女川町議会議長 木村公雄

- 1 監査対象部課等 消防本部及び消防署（分署及び出張所を含む。）
- 2 監査期間 令和元年8月23日から同年10月10日まで
- 3 監査対象範囲 令和元年度一般事務及び財務に関する事務の執行
（令和元年7月31日現在）
- 4 監査場所 石巻地区広域行政事務組合監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 令和元年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

| 対象部課 | 不適正事項 | |
|--------|--------|--|
| | 項目 | 内容 |
| 東松島消防署 | 団体管理事務 | <p>入金処理の遅延について</p> <p>河南地区防火管理協議会に係る団体事務において、現金納入された会費を金庫で一定期間保管し、後日まとめて団体口座に入金処理をしていた。</p> <p>団体事務ではあるが、現金の取扱いを含め、事務執行については公金の取扱いに準じ、慎重かつ適正に行われたい。</p> <p>[内容]</p> <p>(1) 預金口座入金日 6月21日 ア 収入伺決裁日 6月21日 イ 入金額 105,000円 (35事業所×3,000円) ウ 会費収入日 6月 8日、10日、12日、13日、15日、 18日、19日、20日、21日</p> <p>(2) 預金口座入金日 7月1日 ア 収入伺決裁日 7月1日 イ 入金額 33,000円 (11事業所×3,000円) ウ 会費収入日 6月 20日、22日、24日、25日、26日、 27日、28日、7月1日</p> <p>(3) 預金口座入金日 7月30日 ア 収入伺決裁日 8月2日 イ 入金額 48,000円 (16事業所×3,000円) ウ 会費収入日 7月 4日、 5日、 8日、10日、11日、 15日、18日、29日、30日</p> <p>(4) 預金口座入金日 8月1日 ア 収入伺決裁日 8月2日 イ 入金額 9,000円 (3事業所×3,000円) ウ 会費収入日 7月 30日、31日</p> |

